

作成要領

1 作成に当たって

別紙2「調査票」にご回答いただく医療機関は、次の項目に全て該当する機関のみ対象となります。項目をご確認のうえ、対象となる医療機関のみ別紙2「調査票」をご回答ください。

【 項目 】

- (1) 今後、外国人患者(観光客・居住者)を受け入れる意思がある
- (2) 多言語での対応が可能
※言語の種類は医療機関の実情に合わせて設定するものとします
※医療通訳者、電話通訳、音声翻訳等の対応形式は問いません
- (3) 回答する調査票を厚生労働省及び観光庁(日本政府観光局(JNTO))及び沖縄県等のウェブサイト等、幅広く情報公開することに同意します
- (4) 回答する調査票について、沖縄県が精査し、その適格性を検討し、不適格であると思われる場合は、情報公開されないことに同意します

2 作成要領

- (1) 別紙2「調査票」の、2行目に記載例を示しています
- (2) 同3行目に回答の方法(以下のア～ウ)を示しています。
ア 「該当するものを選択してください」→プルダウンメニューから該当を選択
イ 自由記載→補足情報等を自由に記載
ウ 記載してください→該当する内容を記載
- (3) 同4行目は回答する項目となっています
- (4) (3)の回答する項目は、自機関で特に対応を行っていない場合は「空白」で構いません

3 その他(参考となるウェブサイト)

- (1) 沖縄県 医療政策課ホームページ「外国人患者に対する医療」
<https://www.pref.okinawa.jp/iryokenko/iryo/1005807/1006345/1006367.html>
- (2) 沖縄県 観光振興課ホームページ「インバウンド医療対応多言語コールセンター事業」
<https://www.pref.okinawa.jp/shigoto/kankotokusan/1011671/1011672/1011677.html>
- (3) 厚生労働省補助事業 外国人患者受入れ情報サイト
<https://internationalpatients.jp/>
- (4) 厚生労働省 外国人向け多言語説明資料 一覧
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoo/iryoo/kokusai/setsumeiml.html
- (5) 観光庁 外国人患者受入体制の充実
https://www.mlit.go.jp/kankocho/seisaku_seido/kihonkeikaku/inbound_kaifuku/ukeire/kankochi/kanja.html

(6) 観光庁(日本政府観光局) 医療関係者用サポートページ

https://www.jnto.go.jp/emergency/jpn/medical_support.html

(7) 厚生労働省「医療の国際展開」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kokusai/index.html

(8) 観光庁(日本政府観光局)「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」に登録された医療機関
の情報検索サイト

日本語 https://www.jnto.go.jp/emergency/jpn/mi_guide.html